

川崎市行政情報システム再構築検討会議設置要綱

令和 7 年 4 月 1 1 日

7 川総デ第 1 7 0 号

（目的及び設置）

第 1 条 平成 1 5 年から稼働している行政情報システムについて、最新 I C T 技術等の導入や抜本的な B P R や今後の D X の取組みのために令和 9 年度中の再構築を目指して取り組んでおり、必要な検討事項を審議するため、川崎市行政情報システム再構築検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （１）行政情報システムの再構築に関すること。
- （２）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員長は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔行政情報システム再構築〕をもって充てる。

2 委員は、次の各号に掲げる行政情報システムの再構築に携わる各課の課長をもって充てる。なお、各課が所掌するシステム及び事務は別表のとおりとする。

- （１）総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課
- （２）総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館
- （３）財政局財政部財政課
- （４）財政局財政部資金課
- （５）財政局資産管理部契約課
- （６）会計室審査課
- （７）会計室出納課
- （８）総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔企画調整〕

3 検討会議は必要に応じて委員長が召集する。

（作業部会）

第 4 条 広範にわたる諸課題を効率よく検討するため、別表に定める関係課担当職員等による作業部会を検討会議の下に置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、行政情報システムの再構築に当たり必要な作業部会を置くことができるものとする。

3 前 2 項の作業部会には、必要に応じて関係課以外の担当職員等を召集することができるものとする。

（事務局）

第5条 検討会議の事務局を総務企画局デジタル化施策推進室に置く。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別表1（第3条関係）

所管課	所掌システム
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課	文書管理システム
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館	公文書館システム・デジタルアーカイブシステム
財政局財政部財政課	予算編成システム
財政局財政部資金課	資金管理システム
財政局資産管理部契約課	契約管理システム・電子調達システム
会計室審査課	総合財務会計システム
会計室出納課	

別表2（第3条関係）

所管課	所掌事務
総務企画局デジタル化施策推進室〔行政情報システム再構築〕	システム開発に関すること。 システム基盤の再構築に関すること。 その他行政情報システム再構築の全体統括に関すること。
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館 財政局財政部財政課 財政局財政部資金課	BPR や事務フロー、制度見直しに関すること。 所管システムの再構築に関すること。

財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課	
総務企画局デジタル化施策推進室〔企画調整〕	現行行政情報システムの運用に関すること。

別表 3（第 4 条関係）

会議名	会議の目的	関係課
1 文書管理システム作業部会	文書管理システムの再構築及び進捗管理を行うことを目的とする。	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局デジタル化施策推進室
2 歴史的公文書管理システム作業部会	歴史的公文書管理システム・デジタルアーカイブシステムの構築及び進捗管理を行うことを目的とする。	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館 総務企画局デジタル化施策推進室
3 電子調達システム作業部会	電子調達システムの再構築及び進捗管理を行うことを目的とする。	財政局資産管理部契約課 総務企画局デジタル化施策推進室
4 財務会計システム作業部会	財務会計システムの再構築及び進捗管理を行うことを目的とする。	財政局財政部財政課 財政局財政部資金課 財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室
5 共通物品システム作業部会	共通物品システムの再構築及び進捗管理を行うことを目的とする。	会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室

6 B P R 推進作業 部会	行政情報システムの 再構築に伴う B P R の 推進及びその進捗管理 を行うことを目的とす る。	総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部公文書館 総務企画局行政改革マネジメント 推進室 財政局財政部財政課 財政局財政部資金課 財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室
7 D A P 推進作業 部会	D A P の構築及びそ の進捗管理を行うこと を目的とする。	総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部公文書館 財政局財政部財政課 財政局財政部資金課 財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室
8 ローコード開発 作業部会	ローコード開発の構 築及びその進捗管理を 行うことを目的とす る。	総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推 進・行政情報管理部公文書館 財政局財政部財政課 財政局財政部資金課 財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室

9 データ連携基盤 開発作業部会	データ連携基盤の構築及びその進捗管理を行うことを目的とする。	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館 財政局財政部財政課 財政局財政部資金課 財政局資産管理部契約課 会計室審査課 会計室出納課 総務企画局デジタル化施策推進室
-----------------------------	---------------------------------------	---